

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	福江島分屯基地仮設整備場の 借上 -----	空幕LPS－計1－4	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	令和 8 年 7 月 3 1 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	航空幕僚監部 事業計画第1課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊福江島分屯基地において使用する仮設整備場等の賃貸借について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS－Y00007の1.2による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1.3.1 引用文書

引用文書は、次による。

a) 規格

JIS Z 9110 照度基準総則

b) 仕様書

C&LPS－Y00007 調達品等一般共通仕様書

c) 法令等

建築基準法（昭和25年法律第201号）

テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件
（平成14年国土交通省告示第667号）

品 名	福江島分屯基地仮設整備場の借上
-----	-----------------

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
 長崎県建築基準法施行細則（昭和 46 年 10 月 30 日）
 都道府県別市町村の基準風速一覧表（平成 12 年建設省告示第 1454 号）
 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
 省エネルギーの使用の合理化等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
 建築物の構造関係技術基準解説書（2020 年版）
 航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和 57 年航空自衛隊達第 5 号）

1.3.2 関連文書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
 建築基準法施行規則（昭和 25 年省令第 40 号）
 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）

2 役務に関する要求

2.1 全般

仮設整備場は、資材等を保管及び整備するためのものであり、公表されている一般的なシートハウス製品とし、大嘉産業株式会社 D-Hybrid と同等以上のもの（他社の製品を含む。）とする。その他の詳細は仕様書によるものとする。

2.2 構成及び設置位置

構成は、表 1 のとおりとし、設置位置は別図第 1 を基準とする。また、既存施設等へ延焼の恐れがある場合は、監督官と協議の上、必要に応じて防火改修等の措置を行う。

表 1－構成

名称	数量	単位	備考
仮設整備場	1	棟	1 階建て 延床面積約 112 m ² （基準）
エプロン	1	面	延床面積 100 m ² （基準）
仮設待機所	1	棟	延床面積 13 m ² （基準）
仮設トイレ	2	基	大便器（汲み取り式）

2.3 構造・寸法

仮設整備場と基礎の構造及び寸法は次による。

2.3.1 仮設整備場及び基礎の基本構造

品 名	福江島分屯基地仮設整備場の借上
-----	-----------------

構造は別図第2を基準とするほか、以下のとおりとする。

- a) 仮設整備場北前面に、電動シャッター（上下式）を設置し、操作盤は施錠可能である。
- b) 仮設整備場の出入口（片開き式）を1箇所設置し、盗難防止に外側から南京錠又はこれに代わるもので施錠が可能である。
- c) 仮設整備場の前面にはエプロンを設置するものとし、当該エプロンを勾配4%を基準としたスロープとするほか、スロープ先端には、奥行き2m程度の水平部分を設ける。エプロンと飛行場着陸帯との接続については現地合わせとし、飛行場から仮設整備場に車両等が円滑に乗り入れ可能とする。細部設置の要領については、監督官と協議の上、決定する。
- d) 外壁は厚さ0.5mm以上の鉄板製とし、天井は膜材等を可とする。構造体及びシャッターについては防錆を考慮する。
- e) 窓には侵入防止のため、鉄格子を設置する。
- f) 外壁及び膜材等の色彩は、メーカー標準色とし、ホワイト、アイボリー、グレー又はOD色を基準とする。
- g) 天井照明は、LED照明を4か所以上設置するものとし、設置位置は別図第3を基準とする。
- h) 仮設整備場内に2個口コンセントを4か所以上スイッチを1か所以上設置するものとし、設置位置は別図第3を基準とする。
- i) 空調設備として、14kWのエアコン×2基を設置するものとする。
- j) 風圧力は、建築基準法施行令第87条、建築物の構造関係技術基準解説書（2020年版）及び都道府県別市町村の基準風速一覧表に基づき、長崎県五島市の基準風速である36m/秒の風圧力に耐え得る構造とする。
- k) 仮設整備場及びエプロンの床面の鉄筋は、直径10mm以上の異形鉄筋を縦横200mm間隔とし、厚さ200mm以上、呼び強度24、スランプ18cmの生コン打設とする。
- l) 仮設整備場及びエプロンのコンクリートの下地は、砕石30-0厚さ100mm以上の上層と、砕石40-0厚さ150mm以上の下層からなる二層仕上げとする。
なお、契約締結後速やかに計画場所にて地盤調査を行い、当該調査に基づき地盤補強を要する場合は、監督官に確認の上、契約担当官等へ書面（様式任意）により申し出る。

2.3.2 仮設整備場及び基礎の寸法

仮設整備場及び基礎の寸法は別図第2を基準とするほか、以下のとおりとする。

- a) 仮設整備場の出入口は幅9000mm×高3500mm程度とする。
- b) 仮設整備場の基礎の寸法は桁面幅1400mm×奥行8700mm×厚600mm程度、妻面幅600mm×奥行11800mm×厚600mm程度のものとする。

品 名	福江島分屯基地仮設整備場の借上
-----	-----------------

c) エプロンの寸法は、幅 10 000 mm×奥行 10 000 mm 程度とする。

2.3.3 仮設待機所の寸法及び基本構造

- a) 仮設整備場外部に、作業人員の仮設待機所として、幅 2 300 mm×奥行 5 400 mm×高 2 600 mm 程度のプレハブを設置する。
- b) 仮設待機所の構造は、別図第 4 を基準とするほか、内部に 2.8 kW のエアコン×1 基、天井照明×2、商用 100 V コンセントを 5 か所以上設置する。また、入り口付近に照明用スイッチを 1 か所以上設置する。仮設待機所の細部設置要領は、監督官と協議の上決定する。
- c) 仮設待機所内には、幅 600 mm×奥行 1 800 mm の折り畳み式机を 2 台、折り畳み式パイプ椅子を 10 脚、それぞれ設置する。

2.3.4 衛生設備

- a) 仮設整備場外部に、仮設トイレとして、大便器（汲み取り式）2 基（1 基あたり汲み取り 6 回含む）を設置する。仮設トイレの構造は別図第 5 を基準とする。
- b) 仮設トイレには、必要な耐風処置を講ずる。

2.3.5 電気設備

- a) 給電は、別図第 6 を基準とし、監督官の指定するところから給電するものとする。その際、既設の分電盤に 100 V 50 A のブレーカーを設置し必要な加工をした上で、本契約において設置する施設へ給電することとする。細部設置要領については、監督官と協議の上、決定する。
- b) 本契約により設置する電気設備は、官側が準備する低圧受電契約の条件である 50 kw の範囲で設計するものとする。
- c) 各照明は、JIS Z 9110 照度基準総則を確保する。

2.3.6 給水設備

- a) 給水は、別図第 7 を基準とし、福江島分屯基地福江飛行場内の既存の止水栓の 2 次側を分岐して給水するものとし、整備場外部に、散水用の水道蛇口 1 基を設置する。
- b) 配管は塩化ビニル配管 1.5 A 保温材仕様とし、設置経路は別図第 7 を基準とする。設置にあたっては、車両及び人員等の動線上は、配管を地下埋設する等、破損防止策を講ずる。
- c) 別図第 7 に示す基地外柵沿いの設置箇所については、破損防止のため、基地外柵の地上高 300mm 程度の箇所に固定する。
- d) 設置要領の細部については、監督官と協議する。

2.3.7 消防設備

消防設備工事は、別図第 3 を基準として消火器 1 本を設置する。また、設置に当たり所要の処置事項について管轄の消防部署と協議を行い、各種法令等に適合するよう適切な消防設備を設置する。実施事項は、当該協議内容を優先する。

品 名	福江島分屯基地仮設整備場の借上
-----	-----------------

2.4 設置

設置は、この仕様書によるほか、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**に従い、次により実施する。

- a) 設置場所は、航空自衛隊福江島分屯基地福江飛行場とし、**別図第1**を基準とするほか、細部設置場所については監督官と調整する。
- b) 設置に係る資器材等の搬入及び搬出に際し、施設及び他の機器に損害を与えてはならない。また、何らかの損傷が発生した場合は、直ちに監督官を通じ契約担当官等に報告するとともに、契約の相手方の責任及び費用負担により速やかに修復する。これにより難しい場合は、別途協議する。
- c) 本契約履行により生じた梱包材等の廃材については、契約の相手方が撤去及び処分する。
- d) 設置場所への工事用車両等の乗り入れにあたっては、工事用車両等乗り入れ開始時期から設置工事完了時期までの間、**別図第8**を基準とし、地面保護のため、幅1 220 mm×奥行2 440 mmのプラスチック敷板を3 5 0枚設置するものとする。プラスチック敷板の設置にあたっては、滑走路及びオーバーランを務めて避けるとともに、強風による飛散防止に配慮する。万が一、陥没や轍等が発生した場合、契約の相手方の責任及び費用負担により速やかに修復する。これにより難しい場合は、別途協議する。
- e) 設置に係る消耗品については、契約の相手方が準備する。
- f) 令和9年3月1日までに設置を完了する。
なお、設置完了日は、検査官が完成検査を合格とした日とする。
- g) 借上期間は次のとおりとする。
令和9年3月2日～令和11年4月30日

2.5 保守

契約の相手方は、**2.4 f)**に示す設置完了日から借上の期間中、設置時における状態を維持するために適切な保守を行う。

なお、明らかな官側の故意又は過失による障害については、保守の対象外とする。

- a) 障害発生時には、緊急に電話連絡がとれるとともに迅速に復旧対応できる保守体制が確立されていなければならない。また、保守の連絡先、対応時間及び現地派遣の場合の要員の連絡先を記載した保守連絡先一覧表（様式任意）を作成し、監督官に提出する。
- b) 保守の窓口は一元化し、ワンストップサービスで行う。
- c) 保守の提供時間は、平日の課業時間内（9時00分から17時00分を基準）とする。ただし、発生した障害が設置部隊の運用に多大な影響を及ぼす場合又は緊急を要する場合には、監督官と調整の上、対応を行う。
- d) 障害復旧要請は、電話又は電子メール（以下、“電話連絡等”という。）のいずれ

品 名	福江島分屯基地仮設整備場の借上
-----	-----------------

れかの方法で実施し、契約の相手方は交通事情、天候等、その他契約の相手方の責に帰しがたい場合を除き、速やかに要員を派遣し、復旧に当たる。ただし、電話連絡等で障害の復旧が可能である場合は、この限りではない。

- e) 契約の相手方は、保守作業を行った際は、実施日、作業者名、実施場所、作業内容等を記載した保守作業報告書(様式任意)を作成し、監督官に提出する。
- f) 保守及びメンテナンスについては、本契約の範囲内とする。

2.6 撤去

本契約により設置するものの撤去は、別契約とする。

3 品質管理

- a) 設置上の不備により不具合が生じた場合は、契約の相手方の負担において修復する。
- b) 本契約において設置する設備の保守、点検、維持管理、電気設備の安全確認、故障対応、修理、交換、撤去その他一切の設備管理は、契約の相手方の責任と負担において行う。官側は、設置場所の提供、作業立入への協力および電力使用に伴う料金負担を除き、本契約において設置する設備の保守、点検、維持管理に関する責任を負わない。

4 監督・検査

- a) 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施する。
- b) この仕様書に基づき、設置完了後に検査官の完成検査を受検する。

5 その他の指示

5.1 提出書類

契約の相手方は、表2に示す書類をそれぞれの提出先に提出する。

表2－提出書類

番号	名称	種類及び数量	提出期限	提出先	様式
1	工事工程表	紙媒体× 1 部	契約締結後， 速やかに	監督官	任意
2	工事写真	紙媒体× 1 部	設置完了後， 速やかに		
3	工事完成図				
4	取扱説明書				
5	保守連絡先一覧表		賃貸借開始前		
6	保守作業報告書		保守作業完了 後，速やかに		
7	産業廃棄物管理票 （マニフェスト）	紙媒体× 1 部 （写）	処分完了後， 速やかに		廃棄物の処 理及び清掃 に関する法

品 名	福江島分屯基地仮設整備場の借上
-----	-----------------

					律 1 2 条
8	工事入門申請書	紙媒体×1部	契約締結後、 速やかに	福江島分屯 基地司令	福江島分屯 基地司令が 定める様式
9	時間外作業届		課業時間外作 業の都度		

5.2 契約の相手方の条件

建設業法第3条に規定されている建設業の許可（鋼構造物工事業）を有する。

5.3 立入制限場所への立入

契約の相手方は、立入制限場所へ立入る場合は、**航空自衛隊の立入制限場所への立入**手続等に関する達に基づき、立入申請を行う。

5.4 官側による支援

5.4.1 電気及び上下水道

契約の相手方は、施工現場において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合、給水等使用申請書を監督官に提出するものとし、給水等使用料金の納付に係る契約手続きについて、第15警戒隊基地業務小隊と調整する。

5.4.2 搬入器材の保管等

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、事前に監督官と調整の上、無償で官側の支援を受けることが可能である。

- a) 搬入器材の保管
- b) その他必要と認められる事項

5.5 安全管理

契約の相手方は、作業員等の事故防止に万全を期すとともに、本契約の履行中に契約の相手方の責任による人身事故や物損事故等が発生した場合の損害補償等については全て契約の相手方の責に任じ、官側は一切の責任を負わない。

5.6 その他必要な事項

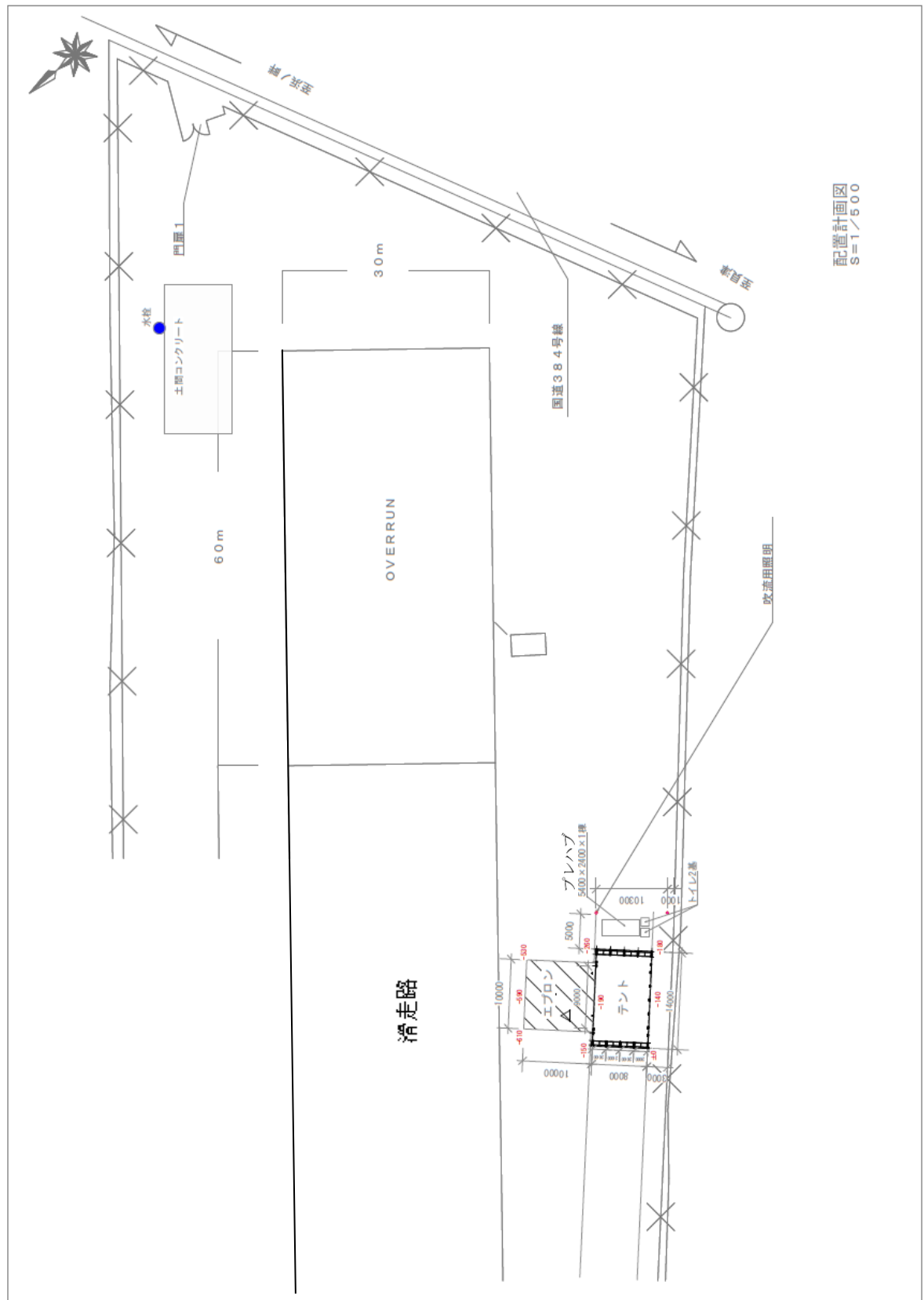
- a) 仮設整備場の設置に当たり、監督官と綿密な連携を保ち、作業が良好、かつ安全に実施できるよう努める。
- b) この仕様書において疑義が発生した場合は、契約担当官等と協議する。
- c) 法令を遵守する。

5.6.1 情報保全

- a) 基地へ入門する車両にドライブレコーダーを搭載している場合、入門前にドライブレコーダーの電源を切り、機能の無効化措置を実施する。
- b) 携帯電話の使用は、カメラ機能を含む全ての機能の使用を原則として禁止する。ただし、契約履行上必要とされる場合においては、監督官と調整する。なお、基地の規則等に定める部外者が立入できる施設においては、この限りではない。

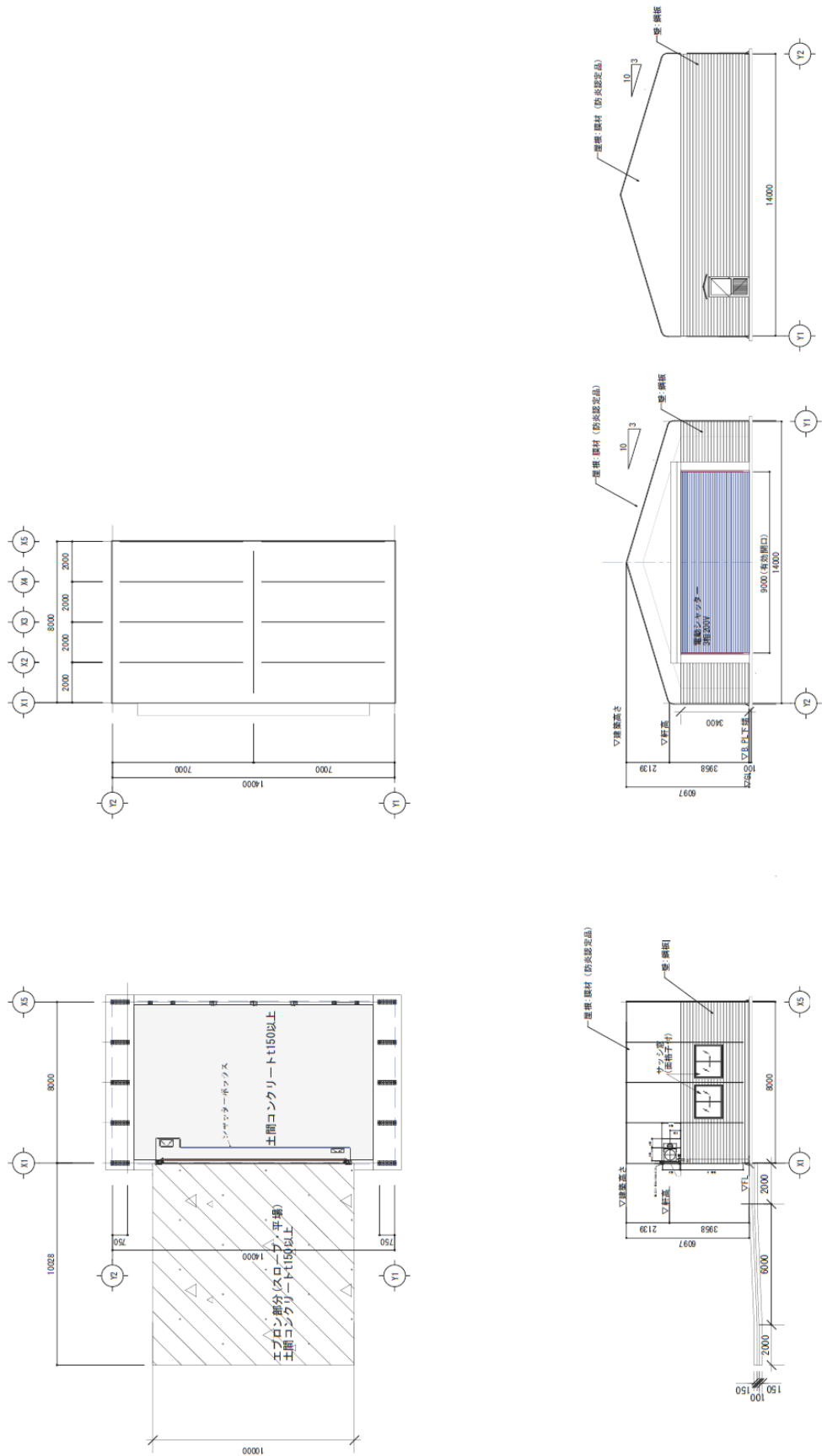
品 名	福江島分屯基地仮設整備場の借上
-----	-----------------

別図第1

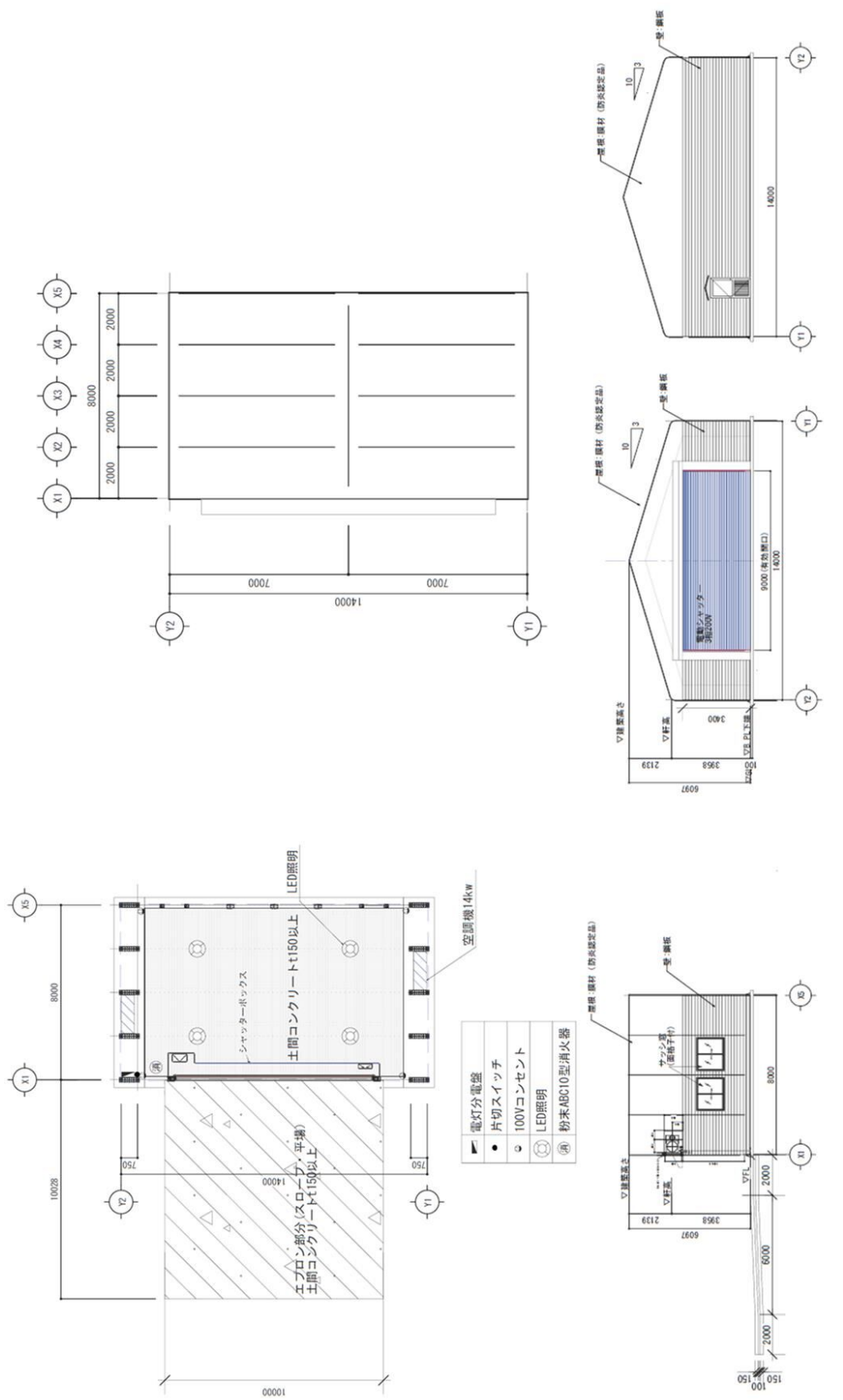


品 名	福江島分屯基地仮設整備場の借上
-----	-----------------

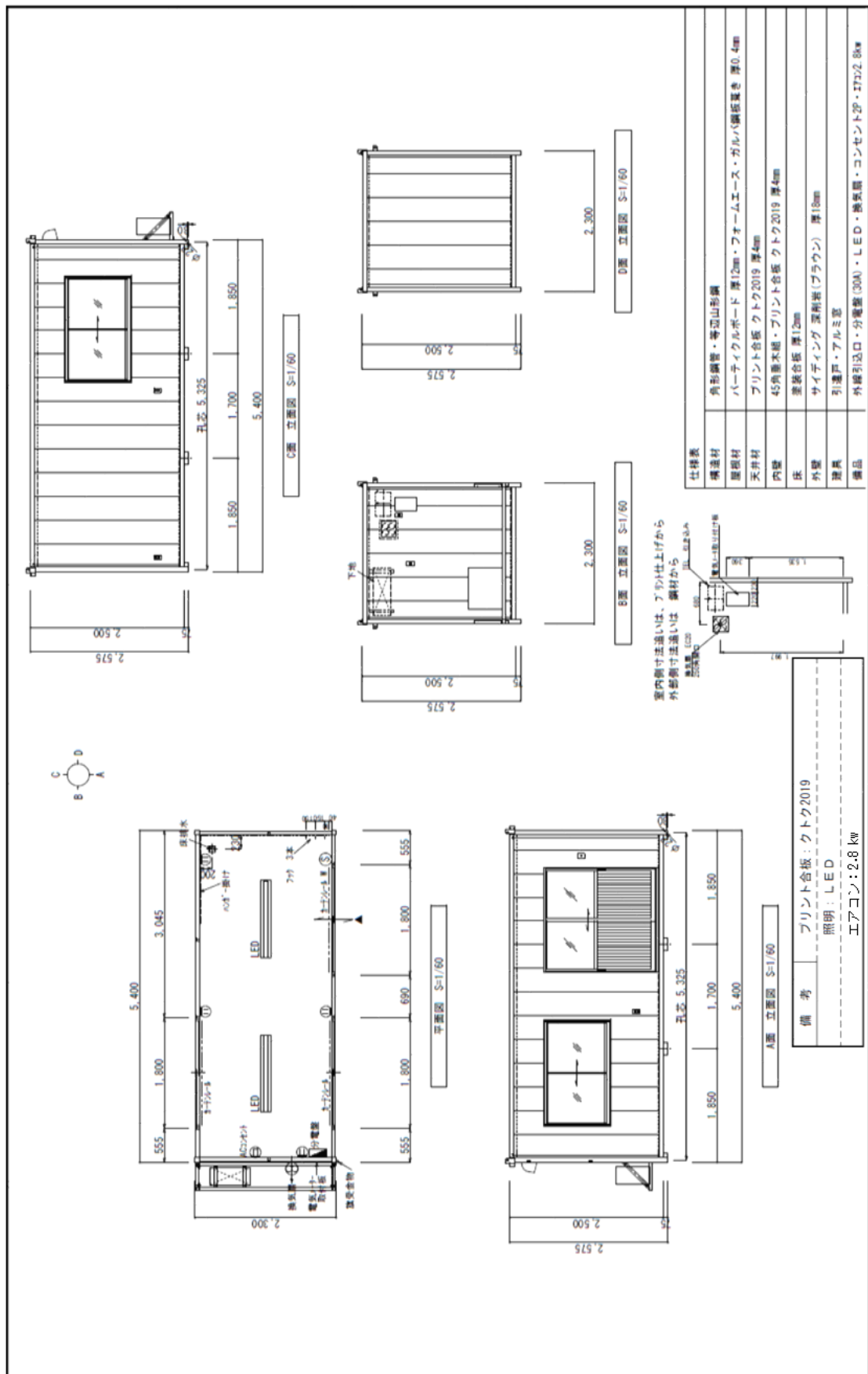
別図第2



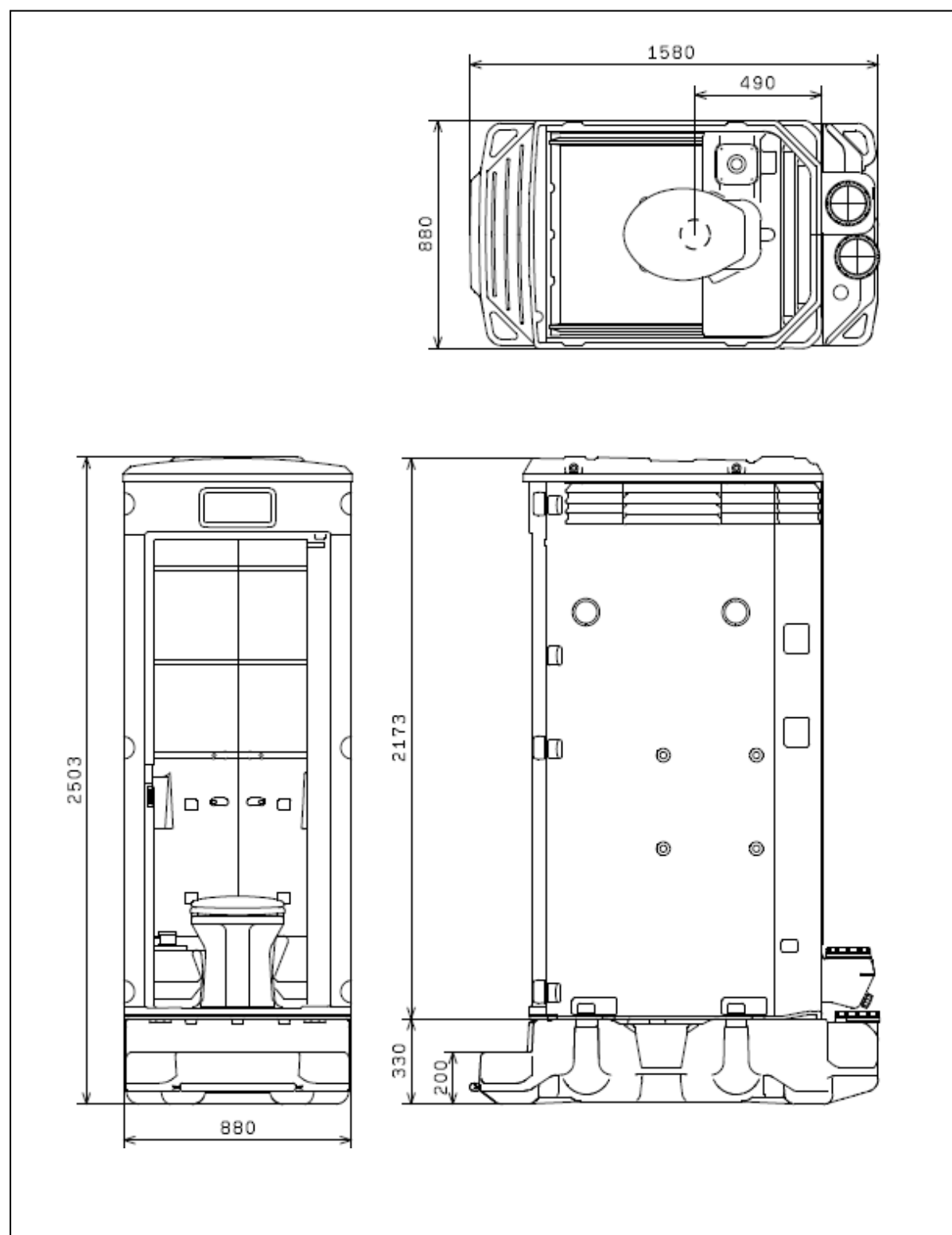
別図第 3



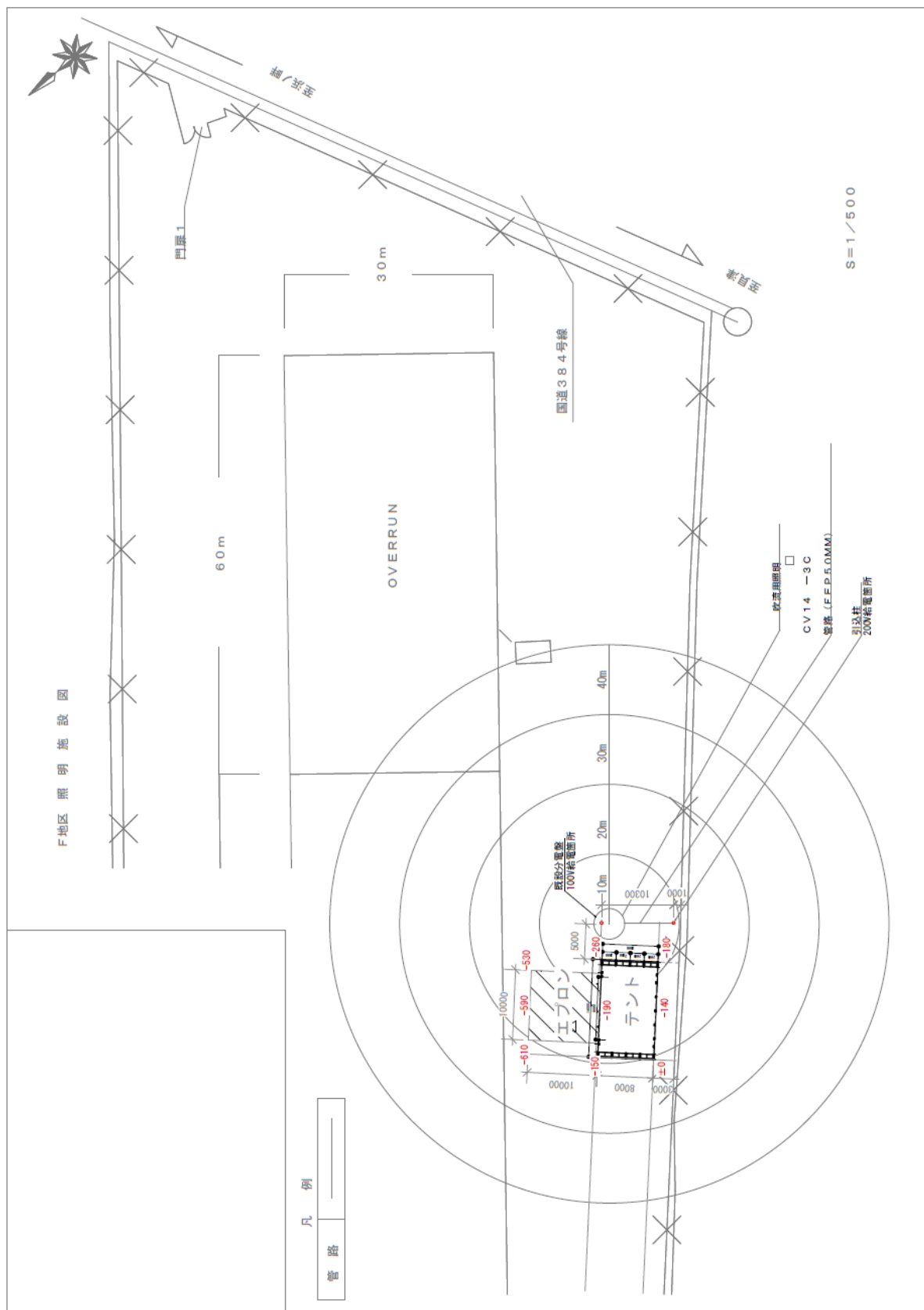
別図第4



別図第 5

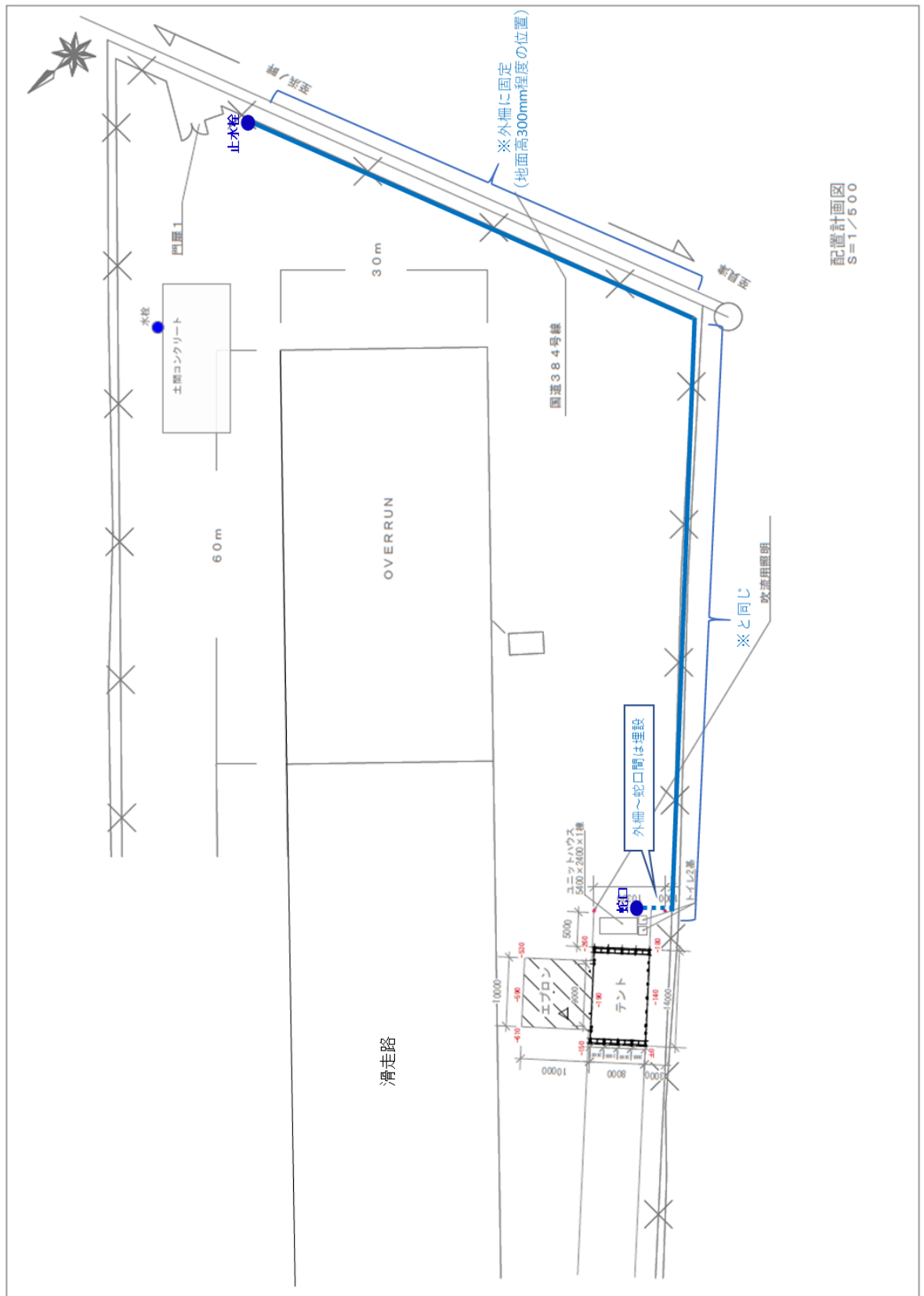


6 索引



品 名	福江島分屯基地仮設整備場の借上
-----	-----------------

別図第7



8 索引

